

県産木材の利用促進に向けた取組について

【内容】

1. 岩手県の森林資源の現状
2. 国の法改正の動き～『公共建築物等木材利用促進法』の改正～
3. 県産木材の利用拡大（主な取組）
 - ① 公共建築物等における木造・木質化
 - ② 住宅における県産木材の利用促進
 - ③ 非住宅分野における県産木材の需要拡大

【県産木材利用促進キャッチフレーズ】

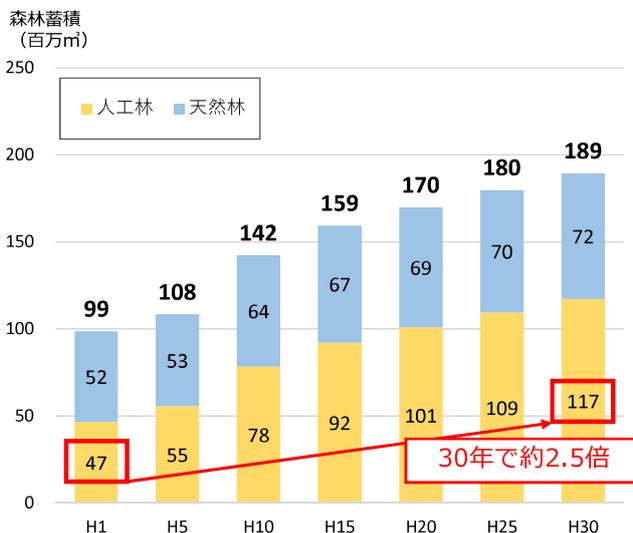


林業振興課 林業・木材担当

1. 岩手県の森林資源の現状

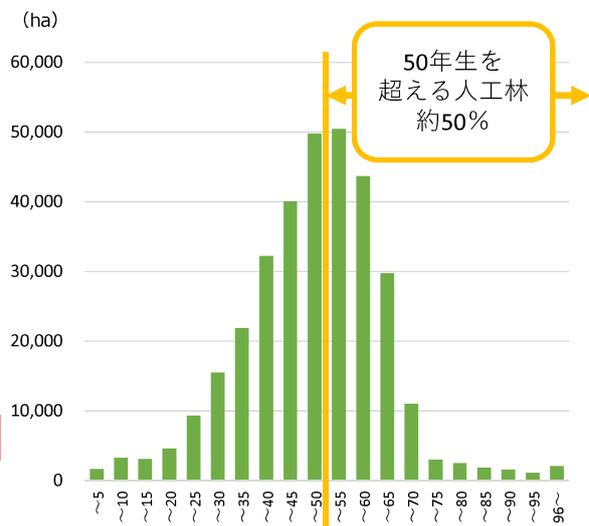
- 本県の森林資源は、人工林を中心に蓄積が毎年増加し、現在は約1億8,900万³。
- 人工林面積の齢級構成は、面積ベースで人工林の約半分が50年生を超えて成熟し、利用期を迎えている。この豊富な資源を有効活用することが必要。

■ 森林蓄積の状況



出典：「岩手県林業動向年報」（岩手県林業水産部林政課）
「岩手県林業の指標」（岩手県農林水産部農林水産企画室）

■ 人工林の林齢別面積（H30）



出典：「岩手県林業の指標」（岩手県農林水産部農林水産企画室）

2. 国の法改正の動き

～『公共建築物等木材利用促進法』の改正～

- 国では、店舗やオフィスなど民間建築物向けの木材利用を促す方を盛り込んだ改正法が、令和3年10月1日に施行。
- 脱炭素社会の実現に貢献するため、木材利用促進の対象を公共建築物から民間を含む建築物一般に拡大。

(主な改正内容)

1. 法律の題名等の見直し

- ➔ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- ➔ 目的に「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示。

2. 木材利用促進の対象拡大

- ➔ 対象を公共建築物から建築物一般に拡大。

3. 「木材利用促進の日」「木材利用促進月間」の制定

- ➔ 国民に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化。

3

3. 県産木材の利用拡大～①公共建築物等における木造・木質化(1/5)

- 県では、「岩手県県産木材等利用促進基本計画(R元～R10)」及び「同行動計画(R元～R4)」を策定。
 - ➔ 県の公共施設等における県産木材の率先利用や、住宅・非住宅建築物での木造・木質化、県産木材等の供給の確保、人材の育成、普及啓発などの施策を推進。
- 公共建築物の木造率は、岩手県が全国1位(令和元年度)

1 県の公共施設・公共工事における木材利用量

(単位: m)

区分	全体目標		R元年度～R2年度の実績							
	R元～R4目標 ①		R元利用実績量 ②		R2利用実績量 ③		R元～2合計 ④=②+③		R元～2進捗率 ④/①	
公共施設	3,500	(2,700)	1,310	(835)	2,476	(1,110)	3,786	(1,945)	108.1%	(72.0%)
公共工事	5,000	(3,900)	1,696	(1,169)	1,669	(1,115)	3,365	(2,284)	67.3%	(58.5%)
計	8,500	(6,600)	3,006	(2,004)	4,145	(2,225)	7,151	(4,229)	84.1%	(64.0%)

出典: 岩手県農林水産部林業振興課資料

岩手県は29.4%で全国1位

(単位: %)

2 公共建築物※の木造率

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
岩手県	24.1	25.4	22.8	18.7	19.0	30.8	27.1	20.4	31.0	29.4
全国	8.3	8.4	9.0	8.9	10.4	11.7	11.7	13.4	13.1	13.8

出典: 林野庁資料

※ 国、地方公共団体の建築物及び民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等

4

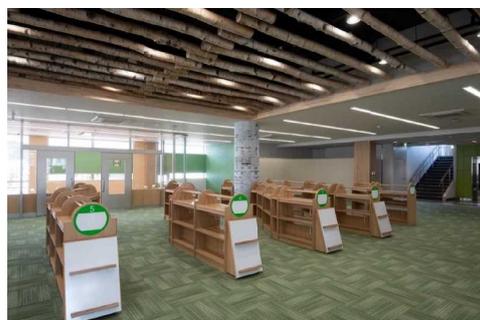
3. 県産木材の利用拡大～①公共建築物等における木造・木質化（2/5）

● 県と岩手県木材需要拡大協議会が共催して、「いわて木材利用優良施設コンクール」を実施し、木材利用施設等の優良な事例を表彰。

- 1 陸前高田アムウェイハウス まちの縁側（陸前高田市） 木造・木材使用量：288㎡ ※R2年度受賞



- 2 久慈市情報交流センター（久慈市） 内装木質化・木材使用量：28.43㎡ ※R2年度受賞



5

3. 県産木材の利用拡大～①公共建築物等における木造・木質化（3/5）

- 3 株式会社アクール工業（雫石町） 木造・木材使用量：34.31㎡ ※R2年度受賞



- 4 グランドセイコースタジオ 雫石（雫石町） 木造・木材使用量：186.6㎡ ※R3年度受賞



6

3. 県産木材の利用拡大～①公共建築物等における木造・木質化（4/5）

5 住田町立上有住地区公民館（住田町） 木造・木材使用量：204.94m³ R3年度受賞



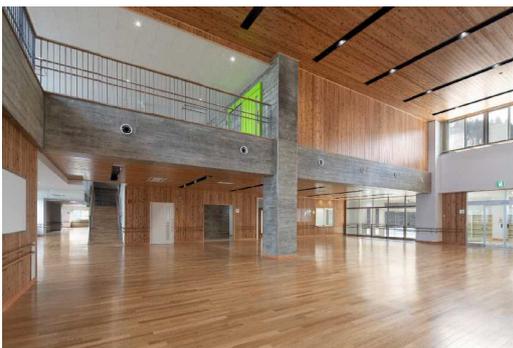
6 道の駅たのはた（田野畑村） 木造・木材使用量：208m³ R3年度受賞



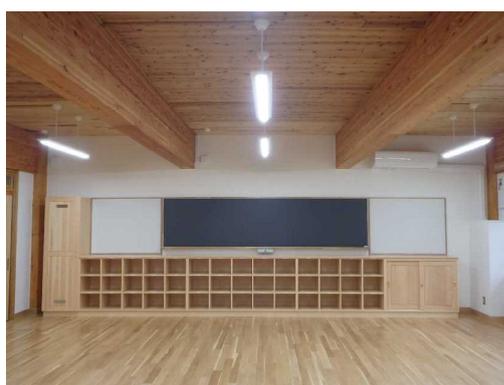
7

3. 県産木材の利用拡大～①公共建築物等における木造・木質化（5/5）

7 岩手県立野外活動センター（陸前高田市） 管理・宿泊棟等 木造・木材使用量：853.5m³



8 岩手県立伊保内高等学校（九戸村） 木造・木材使用量：303.5m³



8

3. 県産木材の利用拡大～②住宅における県産木材の利用促進（1/2）

- 令和3年度の新規事業として、**県産木材を使用した住宅の新築・リフォームを支援**する「**いわて木づかい住宅普及促進事業**」を創設。
- 令和3年5月から受付開始。（予算の範囲内で補助）

1 制度の概要

（1）住宅（新築）… 最大100万円

- ① **基本額**：県産木材の使用量に応じ補助（5㎡以上、15～45万円）
- ② **JAS材等加算**：JAS材等を使用した住宅に対し補助（県産木材10㎡以上使用及びJAS材が50%以上、10万円）
- ③ **子育て世帯向け加算**：18歳未満の子どもがいる世帯に対し補助（25万円又は30万円※1）
- ④ **省エネ・バリアフリー加算**（10～20万円）※2
 - ※1 補助額（合計）の上限100万円を超える場合は25万円
 - ※2 住みたい岩手の家づくり促進事業（建築住宅課）による補助

（2）リフォーム…最大45万円

- ① **基本額の補助**：県産木材の使用量に応じ補助（0.15㎡以上、10～20万円）
- ② **子育て世帯向け加算**：18歳未満の子どもがいる世帯に対し補助（5万円）
- ③ **省エネ・バリアフリー**（10～20万円）※2
 - ※2 住みたい岩手の家づくり促進事業（建築住宅課）による補助

2 主な補助要件

- ① 新築の場合、県産木材を5㎡以上使用
リフォームの場合、県産木材を0.15㎡以上使用
- ② 県産木材の産地証明制度等による証明
- ③ 住宅の構造、外観等について、完成見学会の実施や、工務店のホームページでの公開
- ④ 県内に本店を置く工務店等が施工 など

3 周知・PR

- ① リーフレットの配架
 - ➡市町村、工務店、森林組合、製材所、建築関係事業者、金融機関、子育て支援施設などに周知について協力依頼
- ② 新聞広告
- ③ テレビCM
- ④ WEB広告 など



3. 県産木材の利用拡大～②住宅における県産木材の利用促進（2/2）

- R3年度のいわて木づかい住宅普及促進事業は、9月22日をもって**申請受付終了**
 - ➡ 新築：118件、リフォーム：10件 **計128件**
- 申請者（施主）に対して**アンケート調査を実施中**
 - ➡ 「この事業を知って、住宅の新築に県産木材をつかうことを決めた」とする回答は、**約6割**。

1 申請状況

- (1) 新築 : 118件 うち子育て世帯：約8割
- (2) リフォーム： 10件 " : 約3割



床にナンブアカマトツ、天井にはスギを使用した住宅

2 申請者（施主）へのアンケート調査

(11/29時点：回答率43% = 56/128)

Q この事業が県産木材利用のきっかけになったか？

回答項目	割合
①この補助事業を知り、県産木材を使った新築等を決めた	5.4%
②木造住宅等を検討していたが、この補助事業を知り、県産木材を使うことを決めた	55.4%
③もともと県産木材を使って新築等の予定だった	32.1%
④その他（この事業で県産材にこだわることができると知った等）	7.1%

柱、梁などに県産木材を使用



3. 県産木材の利用拡大～③非住宅分野における県産木材の需要拡大（1/2）

- 非住宅分野における県産木材の利用を一層促進し、将来の木材需要の創出と、県民への木の良さのPR等につなげるため、「木づかい宣言事業者」登録制度を創設。
- 今年7月から募集を開始。

1 目的

県産木材の積極的な利用を宣言し、その取組を進める事業者を広く募集・登録することにより、県産木材の利用を一層促進するもの。

2 事業者のメリット

- ① 「木づかい宣言」した事業者の取組を県のホームページ等で紹介。
- ② 「木づかい」の取組を通じて、森林資源の循環利用を促進、脱炭素社会の実現、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献。
- ③ 店舗等の利用者へのイメージアップ。



3 制度の概要

	内容
①対象	県内に事業所を置く事業者（法人、団体等） ※県外に本社がある企業等含む
②要件	店舗、事業所等で積極的・計画的に県産木材を利用することを宣言すること。 例）店舗の木質化、木製キッズスペースの設置、木製イス・テーブルの導入等
③申請手続き	県に、「木づかい宣言書」「木づかい活動計画書」を提出
④県によるPR等	・ 事業者に木製の登録書を交付 ・ 県ホームページ、イベント等により、宣言事業者の県産木材利用の取組をPR
⑤宣言事業者の役割	・ 県産木材の積極的な利用 ・ 県民の目に触れるよう、県産木材の利用をPR

11

3. 県産木材の利用拡大～③非住宅分野における県産木材の需要拡大（1/2）

- 10月8日の『木の日』に、県内4事業者を登録。（＝制度創設後、初の登録）
- 知事から木製の登録書を交付。
➔ 今後も趣旨に賛同する登録事業者の増加に取り組む。

「木づかい」宣言事業者

	企業名	木づかい宣言の内容
1	トヨタカローラ南岩手(株) (花巻市)	「北上店」に設置している木育広場を、R4年度に「花巻店」にも設置。
2	(株)新鉛温泉 結びの宿 愛隣館 (花巻市)	R3.7に、新たに木育広場を設置。
3	志戸平温泉(株) 湯の杜ホテル志戸平 (花巻市)	R3.10に、新たに木育広場を設置。
4	三田農林(株) (盛岡市)	R3.8に、自社所有の店舗の木質化によるリノベーションを実施。



知事から「木製登録書」を交付



トヨタカローラ南岩手(株)
「北上店」の木育広場



愛隣館の木育広場



志戸平温泉の木育広場



三田農林(株)所有の店舗

12